

名古屋北部民商ニュース

発行：2022年8月22(月) No. 485

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

コロナに負けず、会員どうしのつながりを深めよう！

いりゃあせ！いこまい！つなごうマルシェ

8月7日(日)正午から、愛商連婦人部主催の「マルシェ」が開催され、37店舗102名の参加でにぎやかに行われました。オープニングでは、愛婦協会長の加藤三重子さんが「私たち自営業者が、コロナ感染して店を長期に休業すると、収入が何もなく大変な不安に陥ることになる。コロナに加えて、全国では水害の被害も起こっている。こんな時こそ集まりつながりを深め、政治に対しても声を上げていきましょう。今日は感染対策をしながら楽しく交流しましょう」とあいさつ。会場では、入場者全員が抗原検査をしてから買い物を楽しみました。今回は「グルメフェスティバル」も開催され、餃子、ハム、カップケーキ、キンパ、



稲荷寿司などおいしそうなものがたくさん並びました。北部民商婦人部からは、坪井みよ子さんが、安藤恵子さんと共作(刺繍は坪井さん)のトートバッグなどを出店。受付では、三浦章代さんがテキパキと来場者を案内、加納トシエさんは「少しでも参加してにぎわいを」と参加しました。



弱きを車内に放置すること弁護士 中島万里(名古屋北法律事務所)

去る6月、名古屋市内のコインパーキングに駐車中の乗用車に犬が2匹長時間放置されていたという事件がありました。何が問題なの?と思う方もいるかもしれませんが、大問題です。これが人間の子供なら、何が問題?とは思いませんよね。当日の最高気温は25.2度。熱中症で命を落とす危険もあります。実はこの車、ドアはロックされていたのですが、所有者の許可なくドアを開ければ窃盗罪に問われるおそれがあり、集まった人達はやむを得ずシートなどで車を覆い強い日差しから犬を守りました。警察が駆け付け、動物愛護センターが犬を保護したのは発見から約4時間後。動物の愛護及び管理に関する法律は、動物虐待は1年以下の懲役または百万円以下の罰金に処すると規定しています。犬を炎天下の密閉空間に放置し、給水・給餌もしていない本件は虐待にあたること明らかです。近隣住民によれば、以前から、同じ場所・車に犬が放置されていたといい、推測ですが、犬の飼い主は家で飼えず車の中で犬を飼っていたのかもしれませんが。しかしたとえ犬を可愛がっていたとしても、その飼い方は虐待という犯罪であり、許されません。上記は故意で車内に放置したケースであり、背景は異なりますが、子どもが車内に取り残されて命を落とす事故が後を絶ちません。福岡県で5歳男児が保育園の送迎バスに9時間にわたり取り残されて亡くなったのは1年前。その後、園長らが業務上過失致死罪で起訴されました。親が保育園に送り届けるのを忘れ、車内に残された子どもが亡くなったという事故も起きています。

僅かな時間でも子どもを残したまま車を離れないようにすべきことはもちろんですが、人の注意力不足を責めても事故は根絶できません。子どもの車内放置を防ぐシステムを車に搭載するといった技術的な対策もあわせて必要であると思います。

豪雨災害支援を！ 8月3日～4日、東北や北陸などで「線状降水帯」が次々と発生。記録的な大雨に見舞われ、民商の会員らも多数の方が被災。支援募金や、救援物資を募集します。2000年の東海豪雨では、私たちの地域も大きな被害を受けました。助け合いの輪を広げましょう。